

## ( 8 ) 表見代理 ( 109、110、112 条 )

### 1. 表見代理とは

表見代理が成立すると、契約は**有効**になります。

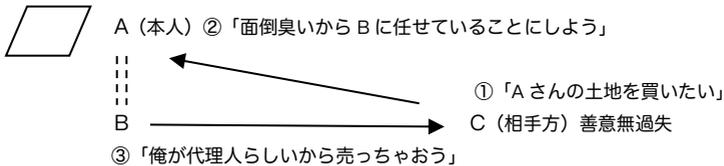
表見代理が成立するための要件は、原則として、以下の3つです。これらに該当すると「相手方 (C) を保護してあげよう！」となるのです。

- ・本人 (A) の帰責性→本人 A にも何かしらの責任がある
- ・第三者の信頼→第三者である相手方 (C) が善意無過失であること
- ・虚偽の外観→無権代理のような行為

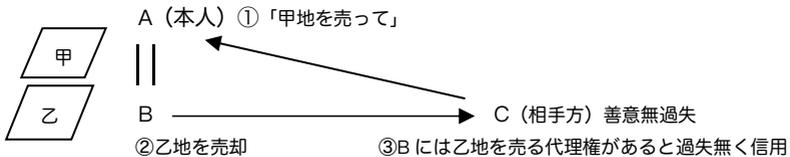
### 2. 表見代理が成立する場合

表見代理が成立するシチュエーションは次の3パターンあります。

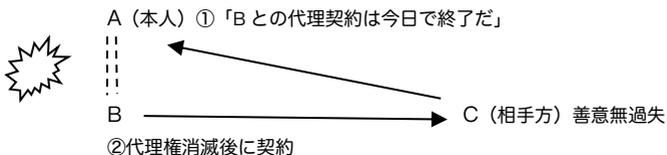
#### ①本人が代理権を与えたように見せかけた場合



#### ②与えられている代理権限外の行為をした場合



#### ③代理権消滅後に代理行為をした場合



---

---

上記のような場合は全て表見代理が成立します。つまり契約は有効です。

### 3.表見代理は誰が主張できるか

---

---

(Q.) 表見代理が成立した場合、表見代理を主張できる者は誰か？

(A.) 表見代理は相手方 C が主張することができます。

本人や表見代理人は主張できませんのでご注意ください。本人は追認をすれば良いだけなのでわざわざ表見代理を主張する必要はありません。表見代理人は「お前（表見代理人）が面倒なことしたんだからお前が主張するな」という話だからです。

### 4. 表見代理の重畳適用

---

---

表見代理の3種類を全ての組み合わせで重畳適用することができます。つまり、表見代理のパターンを組み合わせて使うことができるということです。

表見代理を認められるため、相手方 C は保護されます。

(ex.) A は自らの所有する甲土地の賃貸に関する代理権を B に授与したが、後にその代理権授与を撤回した。その後、B が A の代理人と称して善意無過失の C に甲土地を売却した。

この ex. では厳密に言うと、「権限外の行為の表見代理（前ページ②）」にも、「代理権消滅後の表見代理（前ページ③）」にも該当しません。

・権限外の行為の表見代理（前ページ②）→この ex. では、権限外の行為をしていますが、すでに代理権授与を撤回しています。代理権授与の撤回は前ページの②にはありません。よって、前ページの②には該当しません。

・代理権消滅後の表見代理（前ページ③）→この ex. では、代理権授与を撤回していますが、行われた行為は本来の代理権（賃貸）とは異なる行為（売却）です。異なる行為をすることは前ページの③にありません。よって、前ページの③には該当しません。

しかし、②と③を重畳適用することができますので、表見代理が成立します。よって、契約は有効になります。